

## 北秋田市立保育園等の在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 北秋田市の保育園が抱える諸課題及び将来にわたる保育園のあるべき姿等について検討するため、北秋田市保育園等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、保育園の今後の在り方の基本的な考え方と、それに基づく具体的な方策について検討し、北秋田市に提言する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保育園保護者会代表
- (2) 主任児童委員
- (3) 民間保育園経営者
- (4) 北秋田地域福祉施設経営者協議会委員
- (5) 庁内関係部署職員
- (6) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、提言書の提出が終了したとき、その任を解かれるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席が無ければ開くことができない。

3 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

4 会議の運営方法は、委員長が会議に諮り決定する。

5 会議の内容については、一般に公開し、議事録を開示する。ただし、案件に

よっては、委員の承諾をもって非公開とすることができる。

6 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知りうることのできた個人にかかる情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月24日から施行する。